

岩手県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 保安林の所在場所 宮古市茂市第2地割4の2（次の図に示す部分に限る。）、16、刈屋第16地割53の6・53の27・53の46・58・63（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、53の5
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
第2地割4の2・16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。